# 公益財団法人豊田市文化振興財団　令和８年６月定時評議員会

令和８年６月２６日（金）午後２時
豊田市民文化会館　会議室Ａ

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　議事録署名人の選出

４　議決事項
議案第２号　令和７年度公益財団法人豊田市文化振興財団決算について
議案第３号　公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について
議案第４号　公益財団法人豊田市文化振興財団理事及び監事の選任について
議案第５号　公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則について

５　報告事項
令和７年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業報告について

６　そ の 他

## 公益財団法人 豊田市文化振興財団　評議員

| 氏　名 | 所属・役職等 |
|---|---|
| 石崎 正樹 | トヨタ自動車株式会社　総務部渉外室　室長 |
| 大竹 哲也 | 前株式会社アドヴィックス　Executive　Advisor |
| 加藤 元康 | 豊田文化団体協議会　会長 |
| 小島 香代子 | 元公益財団法人高橋記念美術文化振興財団　評議員 |
| 酒井 辰範 | 一般社団法人豊田青年会議所　直前理事長 |
| 辻　邦恵 | 豊田市副市長 |
| 中原　純 | 中京大学現代社会学部　准教授 |
| 村田 眞宏 | 豊田市博物館　館長 |

## 公益財団法人 豊田市文化振興財団　監事

| 氏　名 | 所属・役職等 |
|---|---|
| 兼子 浩一 | 税理士 |
| 竹内 未帆 | 豊田市議会局　副局長 |

令和８年度　議案第２号

# 令和７年度公益財団法人豊田市文化振興財団決算について

上記の議案を提出する。

令和８年６月２６日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、定款第１２条第２項の規定に基づき、令和７年度決算の承認を得たいからである。

令和８年度　議案第３号

# 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について

上記の議案を提出する。

令和８年６月２６日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、評議員の辞任に伴い、定款第１７条第１項の規定に基づき、後任の評議員を選任したいからである。

辞任評議員

| 氏　名 | 所属・役職等 | 備　考 |
|---|---|---|
| 酒 井 辰 範 | 一般社団法人豊田青年会議所<br>直前理事長 | 令和８年６月２６日<br>辞　任 |

評議員候補者

| 氏　名 | 所属・役職等 | 備　考 |
|---|---|---|
| 加 納 俊 和 | 一般社団法人豊田青年会議所<br>理事長 | 令和８年６月２６日<br>就　任 |

任期：前任者の残任期間（令和９年６月開催予定の定時評議員会終結の時まで（１年））

令和８年度　議案第４号

# 公益財団法人豊田市文化振興財団理事及び監事の選任について

上記の議案を提出する。

令和８年６月２６日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、理事及び監事の辞任に伴い、定款第２９条第１項の規定に基づき、後任の理事及び監事を選任したいからである。

辞任理事

| 氏　　名 | 所属・役職等 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 杉　坂　盛　雄 | ひまわりネットワーク株式会社<br>常務取締役 | 令和８年６月２６日<br>辞　任 |
| 花　光　博　之 | トヨタ自動車株式会社<br>前総務部渉外室　第１グループ長 | 令和８年６月２６日<br>辞　任 |

理事候補者

| 氏　　名 | 所属・役職等 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 水　野　智　弘 | ひまわりネットワーク株式会社<br>参与 | 令和８年６月２６日<br>就　任 |
| 吉　松　章　彦 | トヨタ自動車株式会社<br>総務部渉外室　グループ長 | 令和８年６月２６日<br>就　任 |

任期：前任者の残任期間（令和９年６月開催予定の定時評議員会終結の時まで（１年））

辞任監事

| 氏　　名 | 所属・役職等 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 竹　内　未　帆 | 豊田市議会局　副局長 | 令和８年６月２６日<br>辞　任 |

監事候補者

| 氏　　名 | 所属・役職等 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 塚　田　　良 | 豊田市総務部長 | 令和８年６月２６日<br>就　任 |

任期：前任者の残任期間（令和９年６月開催予定の定時評議員会終結の時まで（１年））

令和８年度　議案第５号

**公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則について**

上記の議案を提出する。

令和８年６月２６日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長　豊　田　彬　子

（提案理由）
この案を提出するのは、情勢との適応及び他との均衡を考慮し、常勤役員の報酬額等について所要の改正を行いたいからである。

**公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則**

公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則（平成２３年3月２９日議決）の一部を次のように改正する。

別表第１中「４３８，１００円」を「４５１，５００円」に改める。
別表第２中「１００分の１２０」を「１００分の１２２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、議決の日から施行し、改正後の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（報酬の内払）

2　この規則の施行前に改正前の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定に基づいて既に役員に支払われた適用日以後の報酬は、改正後の公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の規定による報酬の内払とみなす。

**公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の新旧対照表**

旧

別表第１（第４条関係）

| 区　分 | 報　酬　の　額 |
|---|---|
| 評議員 | 日額　８，０００円 |
| 常勤役員 | 月額　４３８，１００円 |
| 理事長 | 月額　６５，０００円 |
| 副理事長 | 月額　６３，０００円 |
| 理事長及び副理事長以外の非常勤役員 | 日額　８，０００円 |

別表第２（第４条関係）

| 区　分 | 賞　与　の　額 |
|---|---|
| ６月 | 報酬月額に１００分の１２０を乗じて得た額 |
| １２月 | 報酬月額に１００分の１２０を乗じて得た額 |

新

別表第１（第４条関係）

| 区　分 | 報　酬　の　額 |
|---|---|
| 評議員 | 日額　８，０００円 |
| 常勤役員 | 月額　４５１，５００円 |
| 理事長 | 月額　６５，０００円 |
| 副理事長 | 月額　６３，０００円 |
| 理事長及び副理事長以外の非常勤役員 | 日額　８，０００円 |

別表第２（第４条関係）

| 区　分 | 賞　与　の　額 |
|---|---|
| ６月 | 報酬月額に１００分の１２２．５を乗じて得た額 |
| １２月 | 報酬月額に１００分の１２２．５を乗じて得た額 |